

労働者派遣法の改正により、派遣労働者（スタッフの皆さん）の方について短期の派遣（＝日雇派遣）は原則禁止されています
短期の派遣（＝日雇派遣）とは労働契約の期間が30日以内の場合を指します

以下の[1]か[2]のいずれかにあてはまる場合(両方満たす必要無し)は、**例外として短期派遣が認められます。**

■ 1 政令第4条 1項 1号～18号に指定されている業務の場合は例外として短期派遣が認められます

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1号 情報処理システム開発 | 10号 デモンストレーション |
| 2号 機械設計 | 11号 添乗 |
| 3号 事務用機器操作 | 12号 受付・案内 |
| 4号 通訳 翻訳 速記 | 13号 研究開発 |
| 5号 秘書 | 14号 事業の実施体制の企画、立案 |
| 6号 ファイリング | 15号 書籍等の制作・編集 |
| 7号 調査 | 16号 広告デザイン |
| 8号 財務処理 | 17号 OAインストラクション |
| 9号 貿易（取引文書作成） | 18号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 |

■ 2 派遣労働者が以下のいずれかにあてはまる場合は例外として短期派遣が認められます

働き始めるときに派遣会社にて年齢を確認できるもの、学生証、収入を確認できる書類の提示などが必要になります

- ① 60歳以上の人
- ② 雇用保険の適用を受けない（昼間）学生
- ③ 副業として日雇派遣に従事する人（生業収入が500万円以上の場合に限る）
- ④ 主たる生計者でない人（世帯収入が500万円以上の場合に限る）